

## 議案第3号

### 白岡市上下水道事業審議会条例

#### (設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の健全な運営を図るため、白岡市上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をし、並びに答申する。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関すること。
- (2) 水道事業及び下水道事業の運営に係る重要事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 水道使用者
- (4) 下水道使用者
- (5) 公募に応じた者

#### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときにおける選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(白岡市下水道事業審議会条例の廃止)

2 白岡市下水道事業審議会条例(昭和63年白岡町条例第8号)は、廃止する。

(白岡市水道料金等審議会条例の廃止)

3 白岡市水道料金等審議会条例(平成25年白岡市条例第9号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表下水道事業審議会の部中「下水道事業審議会」を「上下水道事業審議会」に改め、同表水道料金等審議会の部を削る。

令和6年2月22日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

## 提 案 理 由

水道事業及び下水道事業の効率的な運営を図ることを目的として、白岡市下水道事業審議会及び白岡市水道料金等審議会を廃止し、白岡市上下水道事業審議会を設置するため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。